

日本学生支援機構寄附金事業 「児童養護施設等の生徒への受験料等支援事業」 申請要領

独立行政法人日本学生支援機構

1. 支援事業の概要

(1) 支援事業の趣旨・目的

社会的養護のもとで育った高校生等への進学支援については、高等教育の修学支援新制度による授業料等減免・給付型奨学金の実施等により、近年大幅に拡充されてきたところですが、受験に要する諸費用をアルバイト等によって工面しながら学業に専念することが難しいなど、個別の事情によって進学をあきらめざるを得ない生徒も少なくありません。

厚生労働省が実施する「児童養護施設入所児童等調査」によれば、大学又は短期大学への進学希望は中学3年生から高校3年生にかけて大きく低下しており、結果、社会的養護のもとで育った生徒の大学等（大学、短期大学、高等専門学校、専修学校の専門課程）への進学率は、全国平均に対して大幅に低い状況です。

このような現状を踏まえ、社会的養護のもとで育った生徒が大学等への進学をあきらめることのないようにするため、寄附金を活用した新たな事業として、児童養護施設等に在籍する令和6年3月に高等学校等を卒業予定である生徒に対し、受験に要する諸費用の支援（以下「受験料等支援」という。）を実施します。

(2) スケジュール

令和5年4月 日本学生支援機構から社会的養護施設等へ事業の実施について通知

令和5年5月～令和6年2月 社会的養護施設等からの支援金申請受付期間

令和6年2月～令和6年3月 社会的養護施設等から機構へ、対象者の受領書・受験票の送付

(3) 機構からの支援額

1人当たり20万円/年

※ 同一の募集期間につき、一人1回までの申請となります。

2. 支援対象者となる要件

次の①、④、⑤のすべてに該当し、かつ②又は③に該当することを要件とします。

- ① 児童養護施設等（児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者、里親、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者）に在籍して（養育されて）いる者

※ 外国籍の場合は、特別永住者、永住者、定住者のうち将来永住する意思があると施設の長又は養育者が認めた者、永住者の配偶者、日本人の配偶者に限ります。

- ② 令和6年3月末に高等学校等（本科）を卒業予定の者又は高等学校等（本科）を卒業後2年以内の者（文部科学大臣により指定された専修学校の高等課程など、卒業・修了により大学入学資格が得られる施設を含む）
- ③ 高等学校卒業程度認定試験（以下「高卒認定試験」という。）受験資格取得年度（16歳となる年度）の初日から高卒認定試験合格までの期間が5年を経過していない者（※1）又は高卒認定試験の合格者となった年度の翌年度の末日から2年を経過していない者（※2）
 - ※1 高卒認定試験受験資格取得年度の初日から高卒認定試験合格まで5年を経過した者であっても、経過後から高卒認定試験合格までの間、引き続き進学後の学習意欲をもって毎年度高卒認定試験を受験している場合は対象となります。
 - ※2 高卒認定試験の合格点を得た者が18歳未満の場合は、満18歳の誕生日から高卒認定試験合格者となります。
- ④ 大学等への進学を希望し、大学等を受験する者
- ⑤ 申請時点において就職の内定を受けていない者

3. 支援金の申請と交付

(1) 支援金の申請

① 提出書類

提出書類	概要
日本学生支援機構寄附金事業「児童養護施設等の生徒への受験料等支援」申請書	掲載場所 https://www.jasso.go.jp/kihukin/j-shien/index.html
対象者一覧	から Excel ファイルをダウンロード ※作成にあたっては、ファイル内のシート「記入例【対象者一覧】」を参照してください。
振込先口座	通帳のコピー (口座番号・口座名義人が分かるもの)
【里親、ファミリーホームの場合】 対象者の養育者であることの証明書 (コピー)	里親委託通知書、里親委託証明書 等
【外国籍の場合】 対象者の在留資格に係る証明書 (コピー)	住民票の写し、在留カード 等 ※在留資格・在留期間が明記されているもの(1点) ただし永住者については在留期間は不要。

② 受付期間

令和5年5月8日(月)～令和6年2月29日(木)(必着)

個人情報の保護及び提出書類の発送日を確認するため、簡易書留等、記録が残る手段で送付願います。

※ 提出書類に不備がある場合は受付できません。送付前に記載ミスや記載漏れがないことを、再度確認願います。

(2) 「申請書」及び「対象者一覧」の作成にあたっての留意事項

① 申請書

申請人数は、必ず「対象者一覧」の人数と同一としてください。また、支援金の交付は「対象者一覧」に記載の振込先口座への入金となりますので、入力内容に相違が無いようご注意ください。なお、提出された「申請書」「対象者一覧」について、電話及びメールにて照会を行う場合があります。

② 対象者一覧

対象者が、上記「2.支援対象者となる要件」に合致しているか、必ず確認してください。

対象者が高等学校(高等専門学校含む)に在籍している場合は、在籍校の名前を「在籍学校名」欄に記入してください。その場合、「高等学校卒業程度認定試験」欄は空欄としてください。

対象者が高等学校(高等専門学校含む)に在籍せず、高卒認定試験の合格をもって大学等へ進学を予定している場合は、「在籍学校名」欄を空欄とし、「高等学校卒業程度認定試験」欄について、「合格済」か「合格見込」の選択肢のいずれかを選択してください。

対象者が外国籍の場合、永住者、定住者のうち将来永住する意思がある者、日本人又は永住者の配偶者のいずれかであることを確認の上、「日本以外(永住者)」「日本以外(定住者かつ永住意思あり)」「日本以外(日本人又は永住者の配偶者)」の選択肢から該当するものを選択してください。

(3) 支援金の交付決定・交付

支援金の交付が決定した場合は、「申請書」記載の住所へ、交付決定通知を送付するとともに、「対象者一覧」記載の振込先口座に支援金を入金します。

入金日は、交付決定通知にてお知らせします。

(4) 支援金の返還

支援金を交付後に、対象者が大学等への受験を取り止めた場合は、当該の支援金について返還いただくこととなりますので、速やかに本機構へご連絡ください。返還に係る手続書類を「申請書」記載の住所へ送付します。

なお、本機構への連絡先は、下記「6. お問い合わせ等」のとおりです。

4. 支援金の受領報告書

申請した「対象者一覧」に基づき、対象者へ支援金を交付し、その際、対象者に支援金受領報告書の受領欄に必ずサインをさせていただきます。

大学等の受験後、受験票のコピーを申請者へ提出させ、申請者は次の期間内に支援金受領報告書と受験票のコピーを、簡易書留等の記録が残る手段で機構へ提出してください。

様式については、以下のHP からから Excel ファイルをダウンロードしてください。

<https://www.jasso.go.jp/kihukin/j-shien/index.html>

提出時期：令和5年10月2日（月）～令和6年3月29日（金）（必着）

なお、対象者が複数の場合は、全員分をまとめて提出してください。

また、今後の事業の参考とさせていただきますので、匿名のアンケート（申請者用・支援対象者用）にご協力ください。

5. 交付の取消し

本機構からの支援金交付後、申請者・対象者が偽りその他不正の行為により支援金の交付を受けたことが判明したときには、当該支援金の交付を取り消します。この場合、支援金の全額について一括返還を求めることとなります。また、特に悪質な不正が行われた場合には、施設名称や代表者氏名等を公表する場合があります。

6. お問い合わせ等

(1) 本事業に関するご質問

本事業に関しご不明な点がありましたら、本機構ホームページに掲載しているQ & Aをご確認ください。その他のお問い合わせにつきましては、下記までご連絡ください。

(2) お問い合わせ・書類送付先

令和5年7月30日到着分まで：〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7

令和5年7月31日以降の到着分：〒104-0061 東京都中央区銀座6丁目18番2号

※ いずれの住所においても、電話番号は以下のとおりです。

独立行政法人日本学生支援機構

政策企画部広報課寄附金室

電話：03-6743-3827 ※ 9:00～17:30（土、日、祝日、年末年始を除く）

E-mail：j-shien@jasso.go.jp